

別表2 管理基準

1 衛生管理責任者等の選任

- (1) 施設及び設備を衛生的に管理させるため、各施設ごとに衛生管理責任者を定めること。
- (2) 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。
- (3) 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、別表3の利用基準に関する事項について、適切な指導助言を行うこと。
- (4) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を記した表示（別記第7号様式）を第3第3項の届出済証に並べて掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。

2 講ずべき措置

- (1) 施設内は、毎日清掃しその清潔保持に努め、必要に応じ施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設内外は、常に排水が良好に行われるように保持すること。
- (3) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。
- (5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。
- (6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い正常に作動するよう整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機のふた、扉のとっ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜塩素剤、界面活性剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。
- (9) 洗濯機の回転翼、乾燥機のフィルター等は、適宜糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (10) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
- (11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。（適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には60℃以上であることが望ましい。）
- (12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること。（水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。）